

令和 7 年度 長門市高等学校生徒通学費支援制度

『長門市高等学校生徒通学費支援制度』は、高等学校への通学の際に JR やバスなどの公共交通機関を利用した方の通学費を一部助成する制度です。

※助成を受ける場合は、申請が必要です。

1 助成対象者

次の条件①～③ 全てに該当する保護者の方が対象となります。

ただし、生徒が次の①～④のいずれかに該当する場合は対象となりません。

【条件①～③（保護者について、すべて該当することで助成対象となる条件。）】

- ①市内に住所を有すること
- ②高等学校に通学する生徒を扶養していること
- ③市税を滞納していないこと

【①～④（生徒について、いずれかに該当する場合は、非該当となります。）】

- ①市内に住所を有しないとき
- ②生活保護法に基づく保護を受けているとき
- ③児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ④満 18 才に達した日以後最初の 3 月 31 日を超えて高等学校に在籍しているとき

2 助成金の額

生徒が住所と高等学校の間を往復するために、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路における交通機関（バス・JR 等）の利用に必要な通学運賃のうち、次の基準額を超える額を助成します。

① 所得税課税世帯の基準額

（令和 6 年分の所得税が課税されている保護者がいる世帯）

通学定期券の購入費用のうち 1 カ月あたり **8,000 円を超える額**

② 所得税非課税世帯の基準額

（いずれの保護者も令和 6 年分の所得税が非課税となっている世帯）

通学定期券の購入費用のうち 1 カ月あたり **4,000 円を超える額**

例) ● 所得税課税世帯で、1 カ月 9,500 円の通学定期券を購入した場合
⇒1,500 円（9,500 円-8,000 円）が助成されます。

● 所得税非課税世帯で、1 カ月 10,000 円の通学定期券を購入した場合
⇒6,000 円（10,000 円-4,000 円）が助成されます。

● 所得税課税世帯で、1 カ月 6,500 円の通学定期券を購入した場合
⇒助成対象外です。（通学費が基準額【8,000 円】を下回るため）

※ JR を利用される場合は、運賃のみを対象とし、特急料金は対象となりません。

※ 所得税とは、個人の所得に対してかかる税金で、1 年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に税率を適用し税額を計算したものです。（住民税とは異なりますのでご注意ください。）ご不明な場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

※ 令和 7 年度に、18 歳に達する生徒については、助成の期間を 3 月 31 日までとし、令和 8 年 3 月末を超える有効な定期券については、適用期間を日割り計算とします。

3 申請方法

子育て支援課、各支所、出張所に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、購入した定期券の通用期間中に子育て支援課、各支所、出張所のいずれかに提出してください。（申請書類はホームページからもダウンロードできます。）**令和7年4月1日(火)より申請を随時受け付けますが、申請期限は令和8年3月31日(火)までです。申請期限を過ぎた受付はできません。**

※受付時間は8:30～17:15（土日祝日を除く）です。

申請時に提出する書類

- ① 高等学校生徒通学費助成申請書
- ② 通学届
- ③ 請求書
- ④ 領収証書、定期券の写し、領収書の写しのいずれか

※「提出書類④」について、定期券の写し、領収書の写しのいずれかを提出される場合、「①購入金額、②生徒氏名、③利用可能期間、④利用可能区間」の4点が記載されているものを提出してください。

※受給資格を確認するために、必要な事項に関する書類その他物件の提出を求める場合があります。

4 よくある質問と回答

Q1:申請をする前に定期券（または領収書）を処分し、写しを提出できません。この場合、申請はできますか。

A1:領収証書（別記様式3号）に、対象の公共交通機関に証明をもらうことで定期券（または領収書）の写しに代えることができます。（令和7年度に購入した定期に限ります。）

Q2:普段は入寮していますが、長期休みのみ実家に帰っています。部活動等で学校に通うための定期を1か月分購入しましたが、この定期も助成の対象となりますか。

A2:助成の対象となります。

Q3:申請をしてから助成を受けるまでどのくらいの期間を要しますか。

A3:2ヵ月程度を見込んでいます。

Q4:申請の際に在学証明書、学生証等の写しは必要ですか。

A4:必要ありません。

Q5:申請の際に印鑑は必要ですか。

A5:必要ありません。

その他ご不明な点がございましたら、下記連絡先にご連絡いただくか、子育て支援課、各支所、出張所までお尋ねください。

5 問合せ先

子育て支援課 子ども家庭支援班 〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2
電話 0837 (23) 1187 FAX 0837 (23) 1219